別冊資料①

「豊中市認定地域クラブ」認定要件確認書（チェックリスト）及び手続について

※本資料は、必要に応じて最新の情報に随時更新します。（最終更新日：令和８年（2026 年）10 月 15 日）
※本資料の「１　認定要件の具体的事項」は、本市の認定要件に係る具体的事項を示すとともに、各項目について自己点検を行い、要件の充足状況を確認いただくための**チェックリスト**（☑）となっています。

１　認定要件の具体的事項

【要件１】活動の目的及び理念

●学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。

【要件１】に関する具体的事項

- □ 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることをめざした活動であること
- □ 豊中市内に居住する生徒を主な対象とした活動であること
- □ 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること
- □ 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備すること

【要件２】活動の実施内容

●適切な活動時間及び休養日・活動場所が設定されていること。また、参加費については活動の維持・運営に必要な範囲で低廉に設定されていること。

【要件２】に関する具体的事項

- □ 生徒の心身の成長に配慮し、競技志向の強弱に関わらず、生徒の志向や体力等の状況に応じた適切な活動時間となるよう、活動時間は、**平日は１日２時間程度以内、休日は１日３時間程度以内（練習試合を含む）とし、最大週当たり１１時間程度の範囲内とすること**
- □ 休日は、原則として、**少なくとも１日以上の休養日を設けること**（土日どちらかの活動）
 ※休日のみ「豊中市認定地域クラブ」の活動を実施する場合には、原則として、少なくとも 1 日以上の休養日を設ける必要がある（土日どちらかの活動）。ただし、週当たりの活動時間が 11 時間程度の範囲内に収まり、かつ週 2 日以上の休養日が設けられるのであれば、休日に 2 日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことができる
 ※大会参加においては、大会日程などの理由で終日及び連日の活動となることを認めるが、次週の活動日を減らすなどして対応すること
- □ 学校部活動と認定地域クラブ活動の両方に参加する場合や、複数の認定地域クラブ活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を１１時間程度の範囲内とすること。
- □ 夏季休業期間等の長期休業中については、１日の活動時間は学校の休業日（３時間程度）に準ずることとし、夏季休業中や年末年始等は学校の閉庁日に準じて休養日を設定すること
- □ 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表すること
- □ クラブ員となる生徒の在籍校での活動、習い事、家庭での過ごし方等も十分に考慮し、過度な負担がかからないよう配慮すること
- □ 学校始業前の活動（早朝練習）は実施しないこと

□ 市立中学校における定期考査や学校行事等、参加者の実情に応じて活動を考慮するとともに、参加者が他の活動（学習活動等）を優先する場合には、参加者本人の意向を尊重し、活動参加を強制しないこと

□ クラブの主な活動場所を原則豊中市内とすること

□ 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等を設定すること

【要件３】指導体制

●適切な指導体制が確保されているとともに、指導者の資質向上に向けた取組が行われていること。また、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等が図られていること。

【要件３】に関する具体的事項

□ 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導者等」という。）は、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等が許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること

□ 豊中市が定める研修を受講し、登録された指導者等が活動に携わること

□ 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、指導責任者(18 歳以上、高校生を除く)を置き、原則として、複数の指導者等が携わること

□ 代表者・指導者等は、特定の政党や政治団体の支持・推進、または宗教上の布教・信仰の強要をしないこと

□ 代表者・指導者等は次のいずれにも該当しないものであること

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 暴力団或いは暴力団を始めとする反社会的勢力等である者、または、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者

ウ 性犯罪歴等がある者、又は過去 10 年間に暴言・暴力・ハラスメント等の行為[1]がある等、指導者として不適切である者

【要件４】安全管理体制

●生徒が安全に活動できるよう配慮された内容であること。事故やトラブル等に対応するための安全管理体制が整備されていること。また、事故等が発生した場合の対応や責任関係等が明確化されているとともに、緊急時の連絡体制の整備等が行われていること。

【要件４】に関する具体的事項

□ 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な活動内容や活動時間、休息時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること

□ 豊中市、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること

□ 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと

□ 参加者及び指導者等が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

[1] 国家公務員又は地方公務員にあっては、国家公務員法第 82 条又は地方公務員法第 29 条に基づく懲戒処分（戒告、減給、停職又は免職）を受けた者をいい、これら以外の者にあっては、これに準ずる措置を受けた者をいう。

【要件５】運営体制

●規約又は会則等に基づき適切な団体運営が行われていること、複数のスタッフにより運営されていること、営利を主たる目的とせずに運営されていること、及び会計管理が適正に行われていること。また、大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。

【要件５】に関する具体的事項

□ 地域クラブ活動の実施主体等において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること

・団体の目的

・役員の選任・解任に関すること（複数のスタッフにより運営されていること）

・総会の運営など団体の意思決定に関すること

・会員の入退会、参加費等に関すること

・予算・決算の審議・承認に関すること

□ 関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること

□ 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること

□ 営利を主たる目的とせずに運営すること

□ 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

【要件６】連携体制

●活動拠点として利用する学校（活動拠点校）との活動方針等の共有、クラブ員が在籍する学校（在籍校）との在籍状況及び活動状況等の共有、教育委員会との連携その他必要な情報共有等が適切に行われていること。

【要件６】に関する具体的事項

□ 必要に応じて、地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を、生徒の在籍する中学校等と共有すること

□ 必要に応じて、生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること[2]

□ 教育委員会が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと

□ 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、教育委員会や学校との必要な連絡調整を行うこと。

２　認定手続

（１）申込書類

【WEB 申込】

・「豊中市認定地域クラブ」申込…クラブ名や競技などの活動名、活動方針等をとよチャレポータルサイトにて入力し申込みを行います。詳しくは**別冊資料②「豊中市認定地域クラブ」認定の手引き**を参照してください。

・指導者の研修受講…ポータルサイト内で受講します。団体の運営に関わる全ての人が必ず視聴してください。

[2] 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくことが必要になると考えられる。

【添付資料】

・クラブ規約

・クラブ員及び指導者等が保険に加入していることが分かる書類　※新設クラブでクラブ員がいない場合、活動開始までに提出すること

（２)申込期間（令和９年度（2027 年度）分）

・第１次申込期間　12 月 1 日（火）～12 月 31 日（木）　認定結果送付　2 月 1 日（月）～2 月 15 日（月）

・第２次申込期間　2 月 15 日（月）～3 月 1 日（月）　　認定結果送付　3 月 15 日（月）～3 月 23 日（火）

※大阪府中学校体育連盟への登録申込は例年 2 月末です。詳細はホームページ等を確認してください。

※第 2 次で認定されたクラブは翌年度の大阪府中学校体育連盟の登録には間に合いません。

※第２次申込については、第１次申込の結果を踏まえて募集するものです。（種目を限定する可能性があります。）

（３)申込方法

とよチャレポータルサイトを活用した申込みとなります。必要事項を入力し、必要書類を添付して提出してください。申込みは、下記の URL から行うことができます。豊中市「学校部活動の地域展開」ホームページ→「とよチャレポータルサイト」を確認してください。

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kyo_iin/iin_topics/bukatutiikitenkai.html

3　認定の有効期間

認定期間は最大 3 年間とし、更新する場合は、とよチャレポータルサイトにて申込みを行います。

4　「豊中市認定地域クラブ」活動状況の調査・指導

認定を受けた後、認定要件を満たしていないことが疑われる事由がある場合や、虚偽申告等の不適切な事案が発生した場合など、本市が必要と判断したときは、活動状況の調査を行い、改善に向けた指導を行うことがあります。

5　「豊中市認定地域クラブ」の取消し

認定を受けた後、次のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことがあります。

①虚偽その他不正な手段により認定を受けたとき

②認定要件を満たさなくなったとき

③運営や活動内容が著しく不適当と認められ、指導又は助言に従わないとき

④認定地域クラブから認定取消しの申し出があったとき

⑤その他教育委員会が特に必要であると認めるとき

認定を取り消す場合は、豊中市認定地域クラブ取消通知書を当該クラブ代表者に交付します。

6　とよチャレポータルサイトへのクラブ情報の公開

市の認定を受けたクラブは、クラブ情報（クラブ名、競技などの活動名、活動場所、活動日時、活動内容等）をとよチャレポータルサイト上に公開し、入会や見学等の問い合わせができるようにします。認定を受けたクラブには、クラブ情報の掲載及びとよチャレクラブ連絡アプリの利用に必要な権限を付与しますので、必要事項を入力して情報を公開してください。

※指導者やクラブ員等の個人情報は掲載しません。(クラブの連絡先は除く)